

第 53 回 知的財産管理技能検定
2 級 学科試験

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2025年9月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エの中から1つ選びなさい。

問1

ア～エを比較して、特許戦略に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願人は、出願公開後にその特許出願に係る発明を実施している者に対して、特許出願に係る公開特許公報を提示して警告をし、特許権の設定登録後に補償金の支払を請求することができる。
- イ 新規な発明について、特許出願をせずに、営業秘密として管理して不正競争防止法による保護を受ける場合は、別途、経済産業省において、不正競争防止法上の営業秘密に該当するか否かの審査を受ける必要がある。
- ウ 特許出願人は、特許庁に対して追加の手数料を支払うことで早期審査制度や優先審査制度を利用することができる。
- エ 特許権者が特許発明を実施していない場合に、当該特許発明について実施許諾の申出があれば、特段の事情がない限り通常実施権を許諾しなくてはならない。

問2

ア～エを比較して、種苗法に基づく品種登録に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 種苗等が譲渡された場合であっても、指定した地域以外で収穫物を生産する行為に育成者権の効力を及ぼすことができる場合がある。
- イ 育成者権の効力は、いわゆる自家増殖にも及ぶ場合がある。
- ウ 既存の品種よりも優れた品種でなければ、品種登録を受けることができない。
- エ 育成者権者は、登録品種のみならず、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種についても、業として利用する権利を専有する。

問3

ア～エを比較して、著作権の制限に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 私的使用の目的であっても、著作権者の許諾を得ずに、コピープロテクションを外して複製を行うことはできない。
- イ 美術の著作物の原作品を、著作権者の許諾を得ずに、街路やビルの外壁など一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置することはできない。
- ウ 公表された映画の著作物については、著作権者の許諾を得ずに引用して利用することはできない。
- エ 正規に購入したコンピュータプログラムのバックアップを目的とする複製であれば、会社の業務に使用する目的であっても、著作権者の許諾を得ずに複製をすることができる。

問4

ア～エを比較して、特許係争の対応に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 請求不成立の審決を受けた特許無効審判の請求人は、審決謄本の送達の日から60日以内に、東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起することができる。
- イ 特許権侵害に対する損害賠償が請求された場合、侵害者が故意又は過失により侵害行為をしたことを、権利者が立証することを待って反論する。
- ウ 特許無効審判により特許が無効になった場合であっても、当該特許に対応する米国の特許は同時に無効とはならない。
- エ 特許権の全範囲に専用実施権が設定されている場合には、特許権者が提起した差止請求訴訟の請求が認容される場合はない。

問5

ア～エを比較して、商標登録出願に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 同一又は類似の商標について2以上の出願があった場合に、後に商標登録出願した者であっても商標登録を受けられる場合がある。
- イ 商標登録出願に係る指定商品が、他人の商標登録に係る指定商品と非類似の場合には、当該他人の商標の存在を理由に、当該商標登録出願が拒絶される場合はない。
- ウ 商標登録出願に係る商標が、商品の品質や役務の質の誤認を生ずるおそれがある場合には、当該商標登録出願は拒絶される。
- エ 対比される商標から生ずる称呼が同一であっても、外観、観念、取引の実情を総合的に考慮した結果、互いに非類似の商標と判断される場合がある。

問6

ア～エを比較して、著作者の権利の目的とならない著作物として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 国の機関が英語に翻訳した知的財産高等裁判所の判決
- イ 学術的な性質を有する模型
- ウ データベース
- エ 無言劇

問7

ア～エを比較して、意匠権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 登録意匠と類似するか否かの判断は、創作者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う。
- イ 意匠権の存続期間は、意匠登録出願の日から25年で終了する。
- ウ 登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基づいて判断される。
- エ 出願当初の願書の記載や図面などの要旨を変更する補正があったものと意匠権の設定の登録があった後に認められたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものみなされる。

問8

ア～エを比較して、特許出願の明細書等の記載要件に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 明細書や図面に、特許請求の範囲に記載されていない発明を記載することができる。
- イ 特許庁長官は、明細書の一部の記載が欠けていることを発見した場合、出願人に対して、欠落部分を補完することができる旨を通知する。
- ウ 明細書には、何人も特許出願に係る発明を実施できるように、発明を明確かつ十分に記載することが必要である。
- エ 明細書には、特許請求の範囲の記載だけで発明を技術的に理解できる場合であっても、その発明を記載しなければならない。

問9

ア～エを比較して、ベルヌ条約に定められているものとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 方式主義の原則
- イ 著作者人格権の保護
- ウ 遡及効
- エ 内国民待遇の原則

問10

ア～エを比較して、不正競争防止法第2条第1項第1号（周知表示混同惹起行為）に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 本号に該当する行為をした場合には、それが普通名称を普通に用いられる方法で使用した場合であっても、差止や損害賠償請求の対象となる。
- イ 本号で保護される商品等表示は、周知である必要があるため、一地域だけではなく、全国的に広く知られていることが必要である。
- ウ 本号で保護される商品等表示は、単に出願していなかった商標や、権利期間が満了してしまっただけであっても、保護の対象となる場合がある。
- エ 本号における他人の商品等との混同は、商品等の出所が同一である場合を指しており、いわゆる親子会社関係のような関係を誤認させる場合は含まれない。

問11

ア～エを比較して、特許法における発明者に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 企業等における技術者、研究者は、発明者として技術的思想の創作行為に現実に寄与したことを立証できるよう、実験ノート等を用いて日頃から証拠を残しておくことが望ましい。
- イ 複数人が共同で発明したときには、当該発明が職務発明である場合を除き、特許を受ける権利は発明者全員が共同で有する。
- ウ 公開特許公報に発明者として記載されている者は、常に特許を受ける権利を有する。
- エ 部下である発明者に対して一般的な助言をただけの管理者である上司は、実質的に発明を完成したといえず、発明者として認められない。

問 1 2

ア～エを比較して、独占禁止法に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 会社の役員が他社の役員を兼任することについて、独占禁止法違反となる場合がある。
- イ 特許ライセンス契約において、ライセンスに係る製品の販売価格を制限することは、独占禁止法上、問題にならない。
- ウ 特許ライセンス契約において、ライセンスを受けた者が競争技術を開発することを禁止することは、独占禁止法上、問題にならない。
- エ 1つの会社が、品質の優れた商品を安く供給することにより市場を独占してしまう場合は、私的独占として独占禁止法違反となる。

問 1 3

ア～エを比較して、特許協力条約（PCT）に係る国際出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 国際出願をしていずれかの指定国で特許権が発生した場合には、国際出願で指定した他の指定国において自動的に特許権が発生する。
- イ 出願人は、国際出願に対する国際調査報告を受領した後に、国際事務局に補正書を提出することにより、1回に限り請求の範囲について補正をすることができる。
- ウ 国際出願が優先権の主張を伴う場合であっても、国際出願日から18カ月経過後に国際公開される。
- エ 出願人は、国際出願に対する国際予備審査報告を受領した後であっても、国際事務局に補正書を提出することができる。

問 1 4

ア～エを比較して、条約に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア マドリッド協定議定書に基づく国際登録の出願は、基礎出願を受理し又は基礎登録をした官庁を通じ、国際事務局に対して行う。
- イ 特許協力条約（PCT）に基づいて、商標登録出願をすることはできない。
- ウ パリ条約上の優先権を主張して商標登録出願をする場合、優先期間は12カ月である。
- エ マドリッド協定議定書に基づく国際登録の存続期間は、10年である。

問 15

ア～エを比較して、著作権等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商品化権とは、著作権の支分権の一種であり、商品化権を侵害された場合、著作権法上、商品化権の侵害を理由に差止請求をすることができるものである。
- イ 差止請求権とは、著作権の支分権の一種であり、著作権等を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対して、侵害の停止又は予防を請求することができる権利である。
- ウ 口述権とは、著作権の支分権の一種であり、無断で著作物を公に口述されない権利であり、言語の著作物について認められるものである。
- エ 出版権とは、著作権の支分権の一種であり、出版社に対して複製権を許諾する場合に自動的に設定されるものである。

問 16

ア～エを比較して、特許法に規定する国内優先権制度に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 複数の特許出願に基づいて国内優先権を主張することはできない。
- イ 国内優先権の主張を伴う特許出願は、その特許出願の日から遅滞なく出願公開される。
- ウ 国内優先権の主張を伴う特許出願については、その特許出願の日から3年以内に出願審査の請求をすることができる。
- エ 実用新案登録出願に基づいて国内優先権の主張を伴う特許出願をすることはできない。

問 17

ア～エを比較して、映画の著作物に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 映画の著作物には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物が含まれる。
- イ 映画の著作物の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。
- ウ 映画の著作物の著作権は、その創作後70年以内に公表されないときは、その創作後70年を経過するまでの間、存続する。
- エ 実演家の許諾を得て映画の著作物において録音・録画された実演については、これをさらに録音・録画する場合にもその実演家の許諾が必要である。

問 18

ア～エを比較して、特許権の侵害に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権を取得した場合であっても、その特許発明が先願に係る他人の特許発明の利用発明に該当する場合には、当該利用発明に係る製品を製造する行為は、その他人の特許権の侵害に該当する。
- イ 特許権者に無断で、その特許発明に係る製品を事業で使用した場合であっても、当該製品が当該特許発明の特許出願の時から日本国内にあった場合には、特許権の侵害に該当しない。
- ウ 特許権者に無断で、その特許発明に係る製品を試験販売する行為は、特許権の侵害に該当しない。
- エ 特許権者に無断で、その特許発明に係る製品を製造した場合であっても、その特許権の特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、特許出願の際、現に日本国内においてその発明の実施である事業をしているときは、当該製品の製造が、その実施をしている発明及び事業の目的の範囲内であれば、特許権の侵害に該当しない。

問 19

ア～エを比較して、商標権の更新登録の申請に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 更新登録の申請は、商標権の存続期間満了前6カ月から満了の日までに行わなければならない。
- イ 更新期間経過後であっても、経済産業省令で定める期間内であれば割増登録料を納付して更新手続を行うことができる場合がある。
- ウ 更新登録の申請は、商標権者のみが行うことができる。
- エ 更新登録の申請の際に、登録商標を使用していない場合は、更新登録は認められない。

問 20

ア～エを比較して、登録後の無効審判等に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 登録実用新案が新規性を有していない場合、実用新案登録は、無効理由を有する。
- イ 特許無効審判は、利害関係人でなければ請求することができない。
- ウ 特許権の消滅後であっても、特許無効審判を請求することができる。
- エ 複数の者が共同で特許無効審判を請求することはできない。

問 2 1

ア～エを比較して、特許出願に対する拒絶理由の通知への対応に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願人は、最後の拒絶理由の通知を受けた場合に、請求項を削除する補正をすることができる。
- イ 特許出願人は、最初の拒絶理由の通知を受けた場合に、特許出願を分割することができる。
- ウ 特許出願人は、最初の拒絶理由の通知を受けた場合に、特許出願を意匠登録出願に変更することができる。
- エ 特許出願人は、最初の拒絶理由の通知を受けた場合に、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載されていない事項を特許請求の範囲に追加する補正をすることができる。

問 2 2

ア～エを比較して、著作隣接権の存続期間の満了に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 有線放送に関しては、その有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年を経過した時
- イ 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して70年を経過した時
- ウ 放送に関しては、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年を経過した時
- エ レコードに関しては、そのレコードの発行がされた日の属する年の翌年から起算して50年を経過した時

問 2 3

ア～エを比較して、契約に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 契約にはない事項について相手方から損害を受けた場合、不法行為に基づいて相手方に損害賠償請求をすることができる場合がある。
- イ 債務の全部の履行が不能である場合も、相当の期間を定めて履行の催告をしなければ、契約を解除することはできない。
- ウ 民法の任意規定に違反する契約は、契約当事者の合意があったとしても有効な契約とは認められない。
- エ 契約は、契約書を作成して署名押印がなければ有効な契約と認められない。

問 2 4

ア～エを比較して、特許権の効力に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許発明が物を生産する方法の発明である場合、当該方法により生産した物を譲渡する行為には特許権の効力は及ばない。
- イ 特許発明が方法の発明である場合、当該方法の使用にのみ用いる物の輸入には特許権の効力が及ぶ。
- ウ 特許発明が物の発明である場合、当該物の譲渡の申出をする行為には特許権の効力は及ばない。
- エ 特許発明がプログラムの発明である場合、電気通信回線を通じて、当該プログラムを提供する行為には特許権の効力は及ばない。

問 2 5

ア～エを比較して、知的財産権に関する国際条約に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア TRIPS協定は、加盟国が他国の国民に与える有利な利益、特典、特権又は免除は、即時かつ無条件に他のすべての加盟国の国民にも与えなければならない、という「最恵国待遇」について定めている。
- イ TRIPS協定は、WTO（世界貿易機関）の紛争解決手段を利用することができない。
- ウ マドリッド協定議定書は、複数の国において商標登録を受けるための手続を簡素化する。
- エ ハーグ協定は、意匠の国際登録に関する取決めである。

問 2 6

ア～エを比較して、IPランドスケープに関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア IPランドスケープは、経営陣や事業責任者に対して、経営戦略や事業戦略の立案のために提示されるものである。
- イ IPランドスケープにおいては、経営・事業情報に知財情報を組み込んだ分析結果を、経営陣や事業責任者と共有することが必要である。
- ウ IPランドスケープは、自社事業の収益の柱となる新製品の技術開発戦略の立案に活用されるものであるため、経営陣よりも、研究開発部門との共有が重要である。
- エ IPランドスケープの範囲には、資金調達のために自社技術を可視化することも含まれる。

問27

ア～エを比較して、特許出願人による意見書の提出に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願人は、拒絶査定を受けた場合であっても、意見書を提出することができる。
- イ 特許出願人は、最後の拒絶理由の通知を受けた場合であっても、意見書を提出することができる。
- ウ 特許出願人は、意見書と共に実験結果の成績証明書を提出することができる。
- エ 特許出願人が意見書の提出期間内に意見書を提出せずに手続補正書のみを提出した場合であっても、審査官が再度、拒絶理由を通知する場合がある。

問28

ア～エを比較して、商標権の侵害に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権者が、故意により自己の商標権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した商品を譲渡したときは、譲渡数量に商標権者がその侵害の行為がなければ販売することができた商品の単位数量あたりの利益の額を乗じて得た額を、商標権者が受けた損害の額とすることができる。
- イ 他人の商標権を故意に侵害した者であっても、刑事罰が科される場合はない。
- ウ 商標権者が、故意により自己の商標権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その登録商標の使用に対し受けるべき金銭の額に相当する額を超える額を、商標権者は請求することができない。
- エ 商標権者は、自己の商標権を侵害するおそれがある者に対し、その商標登録の内容を記載した書面を提示して警告した後でなければ、その侵害の停止又は予防を請求することができない。

問29

ア～エを比較して、特許権者の対応として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権を侵害されている特許権者は、特許庁に対して判定を求め、侵害品が特許権に係る特許発明の技術的範囲に属するとの判定結果を得た後でなければ、侵害者に対して差止請求訴訟を行うことができない。
- イ 損害賠償請求訴訟において、特許権者は、特許権の侵害があったことを前提として侵害者との間で交渉した場合に決まるであろう額を考慮することはできない。
- ウ 特許権者は、特許権を侵害するおそれがある者に対して差止請求訴訟を行うことができない。
- エ 故意又は過失により特許権を侵害したことにより特許権者の業務上の信用を害した者に対して、特許権者は、その業務上の信用を回復すべく必要な措置をとるよう裁判所に請求することができる。

問30

ア～エを比較して、著作権人格権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権人格権は、他人に譲ることや著作者が亡くなったときに相続をすることはできないが、放棄をすることはできる。
- イ 法人等の職務著作に該当する著作物は、その法人等が著作権人格権を有する。
- ウ 共同著作物の著作権人格権は、著作者全員の合意がなくても行使することができる。
- エ 映画の著作物の著作権人格権は、映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束している者に帰属する。

問31

ア～エを比較して、意匠登録出願後の手続に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠登録出願後3年以内に出願審査請求をする必要がある。
- イ 図面の補正が要旨の変更に対応するとして審査官によってその補正が却下された場合の決定に対する不服申立ては、拒絶査定不服審判の請求とともにしなければならない。
- ウ 意匠登録出願に対する審査官からの拒絶理由の通知に対しては、意見書若しくは手続補正書、又はその双方を提出することができる。
- エ 秘密意匠の請求は、意匠登録出願後には行うことができない。

問32

ア～エを比較して、職務発明等に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 企業は、従業者のした職務発明について、発明完成と同時に特許を受ける権利を取得することを、契約や勤務規則等において予め定めることができる。
- イ 同一企業内で異動前の職務に属する発明を異動後の部署で完成させた場合は職務発明となるが、企業在籍時の職務に属する発明を退職後に完成させた場合は退職前の企業の職務発明とはならない。
- ウ 実用新案法においては、特許法上の職務発明に係る規定が準用されており、実用新案登録出願に係る考案に対しても、同規定が適用される。
- エ 2人の者が共同で発明をしたときに、一方の者の発明が職務発明となり他方の者の発明がいわゆる自由発明となる場合はない。

問 3 3

ア～エを比較して、パリ条約に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア パリ条約は、出願、先行技術調査及び審査に関する合理化と、これらに関する技術情報の普及について定めた条約である。
- イ 同盟国でした最初の特許出願に基づいて12カ月以内に優先権を主張して他の同盟国において特許出願をすれば、最初の出願日に特許出願したものと同様の効果が得られる。
- ウ 優先権を主張して取得した特許は、優先権の主張の基礎とされた特許出願に係る特許が無効にされた場合であっても、自動的に無効にされることはない。
- エ パリ条約では、同盟国の国民は、内国民に課される条件及び手続に従う限り、内国民と同一の保護を受け、かつ、自己の権利の侵害に対し内国民と同一の法律上の救済を与えられる。

問 3 4

ア～エを比較して、特許料に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権を発生させるためには、特許査定の際に特許料が送達されてから所定期間内に特許料を納付しなければならない。
- イ 最初の特許料は、第1年から第2年分の特許料をまとめて支払わなくてはならない。
- ウ 特許庁長官は、特許出願人の請求により最初の特許料の納付期間を30日間延長することができる。
- エ 特許料を納付する者がその責めに帰することができない理由により特許料を納付することができない場合には、その後に特許料を納付することができる場合がある。

問 3 5

ア～エを比較して、著作隣接権を有する者に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 放送事業者と有線放送事業者は、複製権を有するが送信可能化権は有しない。
- イ レコード製作者は、商業用レコードを用いた放送に関し、二次使用料を請求する権利を有する。
- ウ 実演家は、実演を公表する時期や方法等を決定できる権利である公表権を有する。
- エ 著作隣接権者は、著作隣接権の全部又は一部を譲渡することができない。

問36

ア～エを比較して、商標法に規定する登録異議の申立て又は審判に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 何人も、商標法第51条（不正使用取消審判）に規定する審判を請求することができる。
- イ 登録商標が3年間継続して使用されていない期間があれば、現在その登録商標が使用されていても、その登録商標に対して商標法第50条（不使用取消審判）に規定する審判を請求することができる。
- ウ 何人も、商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。
- エ 利害関係人に限り、登録異議の申立てをすることができる。

問37

ア～エを比較して、海外における他社の特許調査を行うために有効な手段として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 海外の特許庁が提供しているデータベースを利用する
- イ 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を利用する
- ウ 国際調査機関に国際調査を依頼する
- エ 海外の特許事務所に特許調査を依頼する

問38

ア～エを比較して、弁理士の業務に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 弁理士は、特許無効審判の請求に関して相談を受け、対処方針等の助言を与えた後であっても、当該特許無効審判において相手方となる特許権者の代理人となることができる。
- イ 弁理士が特許出願の代理を業として行う場合、弁理士法人として行う必要がある。
- ウ 弁理士は、弁護士と共同でなくても、裁判所において拒絶査定不服審判の審決の取消しを求める訴訟の代理人となることができる。
- エ 弁理士でなければ、特許原簿への登録の申請手続を業として行うことはできない。

問39

ア～エを比較して、著作権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 上映権とは、映画特有の配給制度に応じて設けられた、他人に無断で公に上映されない権利であり、映画の著作物にのみ認められる。
- イ 複製権における複製とは、著作物を有形的に複製することをいい、著作物をインターネットで配信することもこれに含まれる。
- ウ 上演権・演奏権とは、自己の著作物を他人に無断で公に上演・演奏されない権利であるが、「生」の上演・演奏に限定され、上演・演奏を録音・録画したものを再生することは含まれない。
- エ 譲渡権とは、著作物（映画の著作物を除く）の原作品又は複製物を他人に無断で公衆に譲渡されない権利であるが、著作権者から他の人に譲渡された著作物の原作品又は複製物をその後公衆に譲渡する行為について、その効力は及ばない。

問40

ア～エを比較して、瑕疵ある意思表示の法的効果に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 強迫による意思表示は取り消すことができる。
- イ 心裡留保による意思表示は無効となる場合がある。
- ウ 詐欺による意思表示は、善意かつ無過失の第三者に対して取消しを主張できない。
- エ 錯誤による意思表示は無効である。

【2級学科】

番号	正解
問1	ア
問2	ウ
問3	ウ
問4	ウ
問5	イ
問6	ア
問7	ア
問8	ウ
問9	ア
問10	ウ
問11	ウ
問12	ア
問13	イ
問14	ウ
問15	ウ
問16	ウ
問17	エ
問18	ウ
問19	エ
問20	エ
問21	エ
問22	エ
問23	ア
問24	イ
問25	イ
問26	ウ
問27	ア
問28	ア
問29	エ
問30	イ
問31	ウ
問32	エ
問33	ア
問34	イ
問35	イ
問36	ア
問37	ウ
問38	ウ
問39	エ
問40	エ